

## 第76号議案

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項」を削る。

第2条第1項第1号中「、総務省」及び「、財務省、林野庁」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項第2号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、「許可又は」を「許可若しくは」に改め、「変更の許可の申請があった日前」の次に「又は法第7条の2第3項の規定による命令若しくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請（以下この項において「命令等」という。）をしようとする日前」を、「当該許可の申請があった日前」の次に「又は当該命令等をしようとする日前」を加え、同条第3項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条第1号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

附則第 2 項第 1 号中「第53条から第55条」を「第52条の 2 から第55条の 2 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 1 号の改正規定は、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）附則第 1 条第 3 号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。